

令和 8 年度 京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援事業 募 集 要 領

募集期間：令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 1 1 月 3 0 日(月)
〈当日 1 7 時必着〉

※採択件数に達し次第、募集期間内でも、受付を終了いたします。

問合せ時間：上記期間の平日 9 時～ 1 7 時

問合せ窓口：公益財団法人京都高度技術研究所 ICT 研究開発部
AI・ロボティクス等導入検討伴走支援事務局

住 所：〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 1 3 4 番地 9 階

電 話：075-315-6694

E-mail: aipf-consulting@astem.or.jp

公益財団法人 京都高度技術研究所(ASTEM)

京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援（目次）

内容

問合せ先、申請書等の提出先	1
1 事業の趣旨	2
2 本事業で期待できること	2
3 対象者	2
4 支援内容	3
5 専門家による支援期間・派遣回数	3
6 採択事業者数	3
7 支援にかかる費用	4
8 申請から支援決定までの流れ	4
9 申請手続（提出書類、受付期間、提出方法）	4
10 審査及び結果の通知	6
11 採択後の責務等（計画の変更、計画の中止・廃止）	7
12 成果報告書の提出	7
13 その他	7
14 成果フォロー及び公表への協力をお願い	7
15 別記（2 対象者に関するもの）	8

問合せ先、申請書等の提出先

組 織 名 (事務局)	公益財団法人京都高度技術研究所 ICT 研究開発部 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援事務局
所 在 地	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地 9階
連 絡 先	E-mail : aipf-consulting @astem.or.jp 担当 : AI・ロボティクス等導入検討伴走支援事務局 ※メールにてお問い合わせください。

1 事業の趣旨

この伴走支援は、京都市内中小企業等による、AI・ロボティクス等の導入可能性の検討、現場課題の整理、活用方法の具体化、現場への導入及び導入効果の検討等を支援することを目的としています。京都市内の中小企業を対象に伴走支援することで、地域産業の活性化と企業の生産性向上や人手不足の改善等への貢献を図ります。

2 本事業で期待できること

本事業では、専門家による伴走支援を通じて、AI・ロボティクス等の導入意向やアイデアを、その実行に向けた構想・計画とすることを目的とします。具体的には、次のような成果が期待できます。

- (1) 現場や業務の課題を明確にできます。
- (2) AI・ロボティクスの活用が期待できる業務や工程を整理できます。
- (3) 自社に適した導入方法や進め方を検討できます。
- (4) 導入による効果や必要な準備を整理できます。
- (5) PoC（概念検証）などに向けた具体的な計画を作成できます。

以上により、自社に最適なAI・ロボティクス等導入に向けた次の一歩を踏み出せるようになります。

3 対象者

本事業の対象者は、京都市内に主たる事務所、営業所、事業拠点を有する中小企業とします。※「15 別記」参照

上記規定に関わらず、以下のいずれかに該当する者は、本事業の対象となりません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1)京都市税を滞納しているもの(2)営業に関して必要な許認可等を取得していない者(3)役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者(4)暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者(5)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者(6)役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者(7)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ |
|---|

る者

(8)購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(3)から(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(9)(3)から(7)まで（(8)の場合を除く。）のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

(10)前各号に規定するもののほか、当財団理事長が不適当であると認める者

4 支援内容

本事業における伴走支援内容は、AI・ロボティクス等の導入可能性を検討するにあたり、次に掲げる事項について、専門家による助言、整理、検討支援等を行います。

- (1) 対象となる現場、業務、工程、設備、作業体制等の概要を把握すること。
- (2) 解決を必要とする現場又は業務上の課題について、その内容、背景、影響等を整理すること。
- (3) 前号の課題が発生している工程、作業、業務プロセス、設備、帳票、データ処理等の具体的な箇所を明確にすること。
- (4) 課題及び現場状況を踏まえ、AI・ロボティクス等の活用方法、導入可能性及び実施上の留意点を検討すること。
- (5) AI・ロボティクス等の導入により期待される効果について、定性的かつ定量的な観点から整理すること。

5 専門家による支援期間・派遣回数

専門家による支援期間及び派遣回数は、以下のとおりとします。

支援期間	採択決定通知日から令和9年2月26日（金）まで
専門家派遣回数	最大6回（1回の派遣ごとに概ね2時間程度の支援を実施）

6 採択事業者数

採択事業者数は以下のとおりです。

採択予定数	30社
-------	-----

7 支援にかかる費用

本事業による伴走支援に要する費用は、予算の範囲において本財団が負担します。

〈注意事項〉

- ・ 物品の購入費の支援等はありません。
- ・ 支援対象者が自ら導入する設備、試作品製作費、各種手数料等については、支援対象者の負担とします。

8 申請から支援決定までの流れ

申請から支援決定までの流れは、以下のとおりです。

主なスケジュール（予定）

日 程	実施内容
令和8年 9月 1日（火）	公募開始
11月30日（月）	公募締切（※）
9月中旬頃～	順次書類審査の実施
9月下旬頃～	申請者への審査結果を順次通知
支援決定通知日～	事業の実施
支援決定通知日～ 令和9年2月26日（金）	専門家による伴走支援 事業完了後14日以内、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに成果報告書の提出

（※）採択件数（30件）に達し次第、公募期間内でも終了します。

9 申請手続（提出書類、受付期間、提出方法）

各申請者における提出書類は下記のとおりです。

※ 必要に応じて、下記の提出書類に加えて必要な書類の提出を求める場合があります。

【提出書類】

NO	提出書類	備考
①	京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援（第1号様式）	所定様式
②	企業概要がわかる書類（会社案内・カタログ等のパンフレットほか）	
③	直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）（写し）	創業後3期に満たない場合は創業後の期数分
④	市税に関する納税証明書（写し）	直近年度分の京都市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後3ヵ月以内）（写し）

		※令和 8 年 1 月 1 日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書（写し）
⑤	申請に係る申告書	所定様式
⑥	その他当財団理事長が必要と認める書類	

※「京都市民税に関する納税証明書」については、関連URL

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000151609.html>) をご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口総合室、出張所にお問合せください。

※ 提出書類に関しての使用言語は日本語のみとします。

※ 申請等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

WEB サイトアドレス <https://www.astem.or.jp/r8bansou>

受付期間・提出方法

申請は、WEB 申請により行います。

受付期間	令和 8 年 9 月 1 日 (火)～令和 8 年 11 月 30 日 (月)《17 時まで》
申請方法 WEB 申請のみ	・申請時に表示される「個人情報の取扱いについて」を一読いただき、同意のうえで申請してください。 ・必要事項を入力後、必要書類一式をアップロードしてください。 ・納税証明書の提出については、<u>スキャンデータだけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でもご提出いただけます</u>。その際は、細かな文字が読み取れる解像度の写真データの添付をお願いします。 ・事務局から受付番号を記載した受領済メールを送りますので、<u>事務局からの返信メールが届かない場合は、事務局までメールでご連絡ください</u>。 ・アップロードできるデータ容量は 10MB 以内（ファイル形式：PDF、JPEG 等）です。 ※<u>原本の提出を求める場合がありますので、提出資料一式を保管してください</u>。 ※提出いただいたデータや提出書類は、原則、返却いたしません。
提出先	以下、WEB サイトアドレスから申請してください。 URL: https://www.astem.or.jp/r8bansou

10 審査及び結果の通知

(1) 審査の方法

提出された検討構想書（第1号様式【別紙1】）に基づき、支援対象者の要件及び以下に掲げる審査の観点から、書面審査を実施し、採択者を決定します。検討構想書の内容等について、事務局から申請者に問合せをする場合があります。

(2) 審査の視点

審査視点	内容
現場・業務の把握状況	対象となる現場、製品、工程、生産形態、設備、作業体制等が具体的に整理され、支援対象となる業務を把握できる内容となっているか。
課題の明確性・重要性	現場で生じている課題が具体的に示され、その影響、損失、緊急性または重要性が明確になっているか。
課題発生箇所の具体性	課題が発生している工程、作業内容、発生要因等が具体的に整理され、支援対象範囲が明確になっているか。
これまでの取組状況	配点対象外（支援にあたっての参考情報）
AI・ロボティクス活用との適合性	想定するAI・ロボティクスの活用方法が、解決すべき課題に対応しており、本事業の趣旨および支援対象に合致しているか。
期待効果・波及性	導入により期待する効果が定性的・定量的に整理され、生産性向上、省力化、品質向上等への効果が期待できるか。
データ等の準備・取得可能性	AI・ロボティクスの導入検討に必要なデータ、対象物、設備情報等について、保有状況または今後の取得方法が具体的に整理されており、伴走支援の中で有効な検討を進められる見込みがあるか。
推進体制・支援対応力	経営者、責任者、担当者等の役割が明確であり、打合せ、現場確認、資料提供、宿題対応等に必要な体制と時間を確保できるか。
伴走支援の必要性・活用意欲	配点対象外（支援にあたっての参考情報）

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、全ての申請者に文書等でお知らせいたします。

伴走支援の申請に当たっては、次のことをあらかじめご承知おきください。

① 事務局（京都市含む）は、審査結果通知後に、申請件数、採択件数、支援対象者名等を、ホームページ等において公表することがあります。

1 1 採択後の責務等（計画の変更、計画の中止・廃止）

計画の変更・中止・廃止

支援決定を受けた本事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）や中止又は廃止をしようとする場合は、京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、当財団の承認を受けてください。

支援決定の取消

支援対象者が次のいずれかに該当した場合には、当財団は、支援決定を取り消すことができます。

- (1) この要領又はこれに基づく支援条件若しくは当財団の指示に違反したとき
- (2) この要領に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 支援への協力が著しく不足すると認められるとき
- (4) その他不正があったとき

1 2 成果報告書の提出

成果報告書の提出

(1) 事業完了後、以下に定める期日までに京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援成果報告書をEメールで事務局にご提出ください。

(2) 成果報告書の提出期限は以下のとおりとします。

提出期限	事業完了日から起算して14日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日
------	--

(3) 成果報告書には、次の書類が必要です。

提出が必要な書類
京都市 AI・ロボティクス等導入検討伴走支援 成果報告書（第5号様式）
その他、事業実績の説明に必要と認める資料

1 3 その他

本支援事業への申請の受理をもって、「AI・ロボティクス・セキュリティ等導入促進プラットフォーム事業」へ自動的に登録されるものとします。ただし、申請要件を満たさない場合は、登録されません。詳細は「募集要領 別紙」をご確認ください。

1 4 成果フォロー及び公表への協力のお願い

事業終了後、報告会・パンフレット等での成果の公表・広報への協力をお願いすることがあります。

15 別記（2 対象者に関するもの）

■※ 1

中小企業等：交付要綱第2条2号に定めるもの

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における、みなし大企業を除きます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。
- 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。
- 「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上記の表の数字を超える者です。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業に該当します。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合